

## 綾瀬市生徒派遣費補助金等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育活動の一環として、関東大会以上の体育に関する大会及び文化に関する大会（以下「大会」という。）に出場する生徒及び介添人（以下「生徒等」という。）の負担の軽減を図るため、出場に要する経費に対し補助金等を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 2 生徒派遣費補助金 主催者又は共催者が都道府県及び市町村教育委員会、中学校体育連盟等であって、大会に県を代表して出場する生徒等の要する経費に対して補助する補助金をいう。

### (補助金等の使途範囲)

第3条 前条各号に定める補助金等は、次の各号に定める経費以外に使用してはならない。

- (1) 補助金の使途範囲 大会要綱により出場登録された生徒等の輸送のために要する経費等大会参加に要する経費で、市長が別に定める。
- (2) 交付金の使途範囲 大会参加選手の健康管理に要する経費等

### (補助金等の額)

第4条 補助金の額及び交付金の額は、予算の範囲内で市長が別に定める。

### (交付の申請等)

第5条 補助金等の交付申請者は、生徒等の所属学校長（以下「補助事業者」という。）とする。

- 2 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書の提出は、大会に出場が決定したときに、速やかに行うものとする。

### (決定通知)

第6条 規則第7条に規定する通知は、生徒派遣費補助金等交付決定通知書（別記様式。以下「交付決定通知書」という。）によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定通知書を受けた日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)の提出期日は、派遣終了の日から30日以内とする。ただし、交付金についての補助事業等実績報告書の提出は要しないものとする。

2 前項の実績報告書には、大会等開催通知書又はこれに代わるものを添付しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、1大会ごとの補助金に余剰が生じた場合は、返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 校外活動費補助金、生徒派遣費補助金等交付要綱(平成3年4月1日施行)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行前に、前項の規定による廃止前の校外活動費補助金、生徒派遣費補助金等交付要綱の規定によりなされた補助金の決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた補助金の決定その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

生徒派遣費補助金等交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度生徒派遣費補助金等の  
交付について綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により次の  
とおり決定したので通知します。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件